

「看護職員の資質向上支援事業補助金」の概要

1 趣旨

県内の病院、診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護職員の資質向上を図るため、看護職員を特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ派遣する費用の一部を助成します。

2 補助対象

(1) 看護師の特定行為研修機関派遣支援事業

県内の病院、診療所又は訪問看護ステーション

(2) 認定看護師教育機関派遣支援事業

県内の200床未満の病院（以下「中小病院」という。）、診療所又は訪問看護ステーション

なお、感染管理については、200床以上の病院も対象とする。

3 対象経費及び補助基準額

事業区分	対象経費	基準額 (1人当たり)	補助率
(1) 看護師の特定行為研修機関派遣支援事業	ア 受講料等 病院、診療所又は訪問看護ステーションが負担する特定行為指定研修機関への受講料等 ※認定看護師B課程（特定行為修了可能な課程）はこの区分に該当	700千円	1/2
	イ 代替看護職員の人件費 特定行為指定研修機関に派遣中、新たに派遣職員の代替として雇用した看護職員の人件費（給料、諸手当及び社会保険料等）	1,134千円	1/2
(2) 認定看護師教育機関派遣支援事業	ア 受講料等 中小病院、診療所又は訪問看護ステーションが負担する認定看護師教育機関への受講料等 なお、感染管理については200床以上の病院も対象	500千円	1/2
	イ 代替看護職員の人件費 認定看護師教育機関に派遣中、新たに派遣職員の代替として雇用した看護職員の人件費（給料、諸手当及び社会保険料等）	756千円	1/2

※ 代替看護職員確保のために配置換えした場合は、移動元に新たに代替職員を雇用している必要があります。

4 補助定員（予定）

看護師の特定行為研修機関派遣支援事業 ア：19名、イ：7名

認定看護師教育機関派遣支援事業 ア：10名（うち、5名は感染管理）、イ：2名

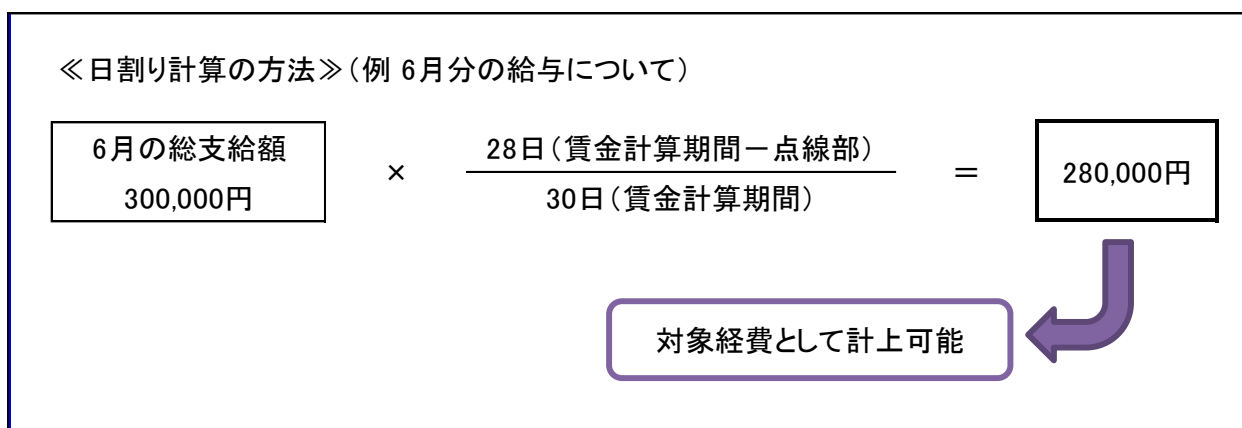
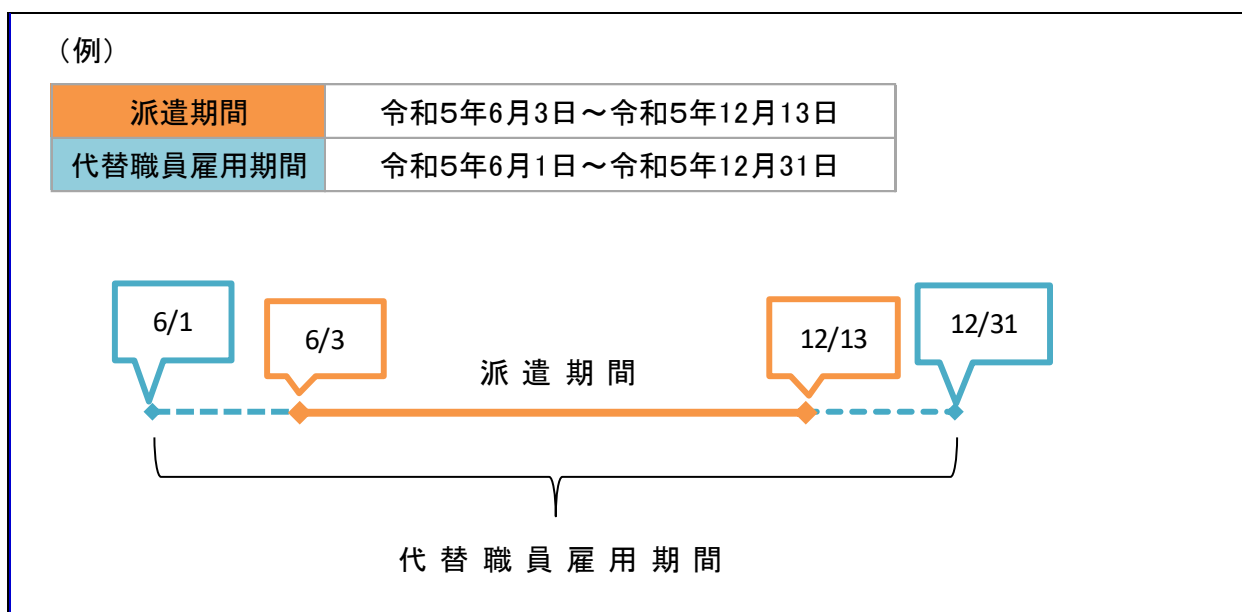
5 その他

- ・ 該当の研修を受講する年度に補助申請が可能です。対象経費には、受講生の受講料（入学金も含めることが可能）及び代替職員の経費が該当します。なお、提出書類として、申請年度の予算書抄本及び決算書抄本の提出が必要になります。
- ・ 補助定員を上回る申請があった場合は、予算の範囲内となるよう調整させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ この補助金については、補助事業完了後の翌々年度の6月30日までに、確定申告に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の報告が必要で、返還額が生じることがあります。これについては、申請者に別途通知予定です。

看護職員の資質向上支援事業補助金
～対象経費の考え方～

1 代替職員人件費について

- 派遣期間中にかかった代替職員の人件費のみが対象経費として計上できます。
※ 点線部は日割り計算によって、対象経費から落とす必要があります。
- 賞与は対象外です。計上しないでください。



2 受講料等について

- 受講料等には、受講料及び入学金のみが該当します。受講決定のための検定料や旅費・宿泊費は該当しません。
- 額の確定後に医療機関等が支出した受講料を、受講者本人から医療機関等に返還させる等が発生した場合は、補助金の返還が必要になることがありますのでご注意ください。